

商品概要説明書

ジャックスローン（多目的）

（令和5年12月27日現在）

| | |
|--------------|--|
| 商品名 | ジャックスローン（多目的） |
| ご利用いただける方 | <p>○個人の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終償還時の年齢が満70歳以下の方。</p> <p>○安定・継続した収入のある方。</p> <p>○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。</p> <p>○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p> |
| 資金使途 | <p>○生活に必要とする資金とし、資金使途の確認可能なものとします。</p> <p>ただし、事業性資金・投機性資金・不動産購入資金・借入金返済資金等の資金は除きます。</p> |
| 借入金額 | ○10万円以上500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○6ヶ月以上10年以内（1ヵ月単位）とします。 |
| 借入利率 | <p>○固定金利型</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>※お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> |
| 返済方法 | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 |
| 担保 | ○不要です。 |
| 保証人 | ○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 |
| 保証料 | <p>○分割後払方式</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料はお借入金利に含まれます。</p> |
| 団体信用生命共済（保険） | <p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入れ利</p> |

| | <p>率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済（保険）</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.40%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.45%</td> </tr> </table> | 団体信用生命共済（保険） | 加算利率 | 団体信用生命共済（特約なし） | 年0.30% | 長期継続入院特約付団体信用生命共済 | 年0.40% | 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 | 年0.45% | | | | | | | | |
|--------------------|--|---------------------|----------------------------|----------------|--------|--------------------|--------------|---------------------|---------------------------|--------------------|--------------|---------------------|----------------------------|--------------------|--------------|---------------------|---------------------------|
| 団体信用生命共済（保険） | 加算利率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体信用生命共済（特約なし） | 年0.30% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期継続入院特約付団体信用生命共済 | 年0.40% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 | 年0.45% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9大疾病補償保険 | <p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.62%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合・・・3,000円＋消費税</p> <p>②一部繰上返済の場合・・・3,000円＋消費税</p> <p>○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合</p> <p>①繰上返済手数料は無料です、</p> <p>②約定返済後の残高の90%が、1回あたりの返済上限額です。</p> <p>③1回あたりの返済下限額は10,000円です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,000円＋消費税の条件変更手数料が必要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理部審査課（電話：042-666-6511）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に</p> | 名称 | 電話番号 | 受付日 | 受付時間 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～15:00 | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 10:00～12:00 13:00～16:00 | 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～17:00 |
| 名称 | 電話番号 | 受付日 | 受付時間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～15:00 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 10:00～12:00 13:00～16:00 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 | 月～金（祝日、 年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| | <p>基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |

J A 八王子